

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時

4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯の負担を緩和するため、給付金を支給します。申請先は基準日（平成26年1月1日）に住居登録している市町村です。

臨時福祉給付金

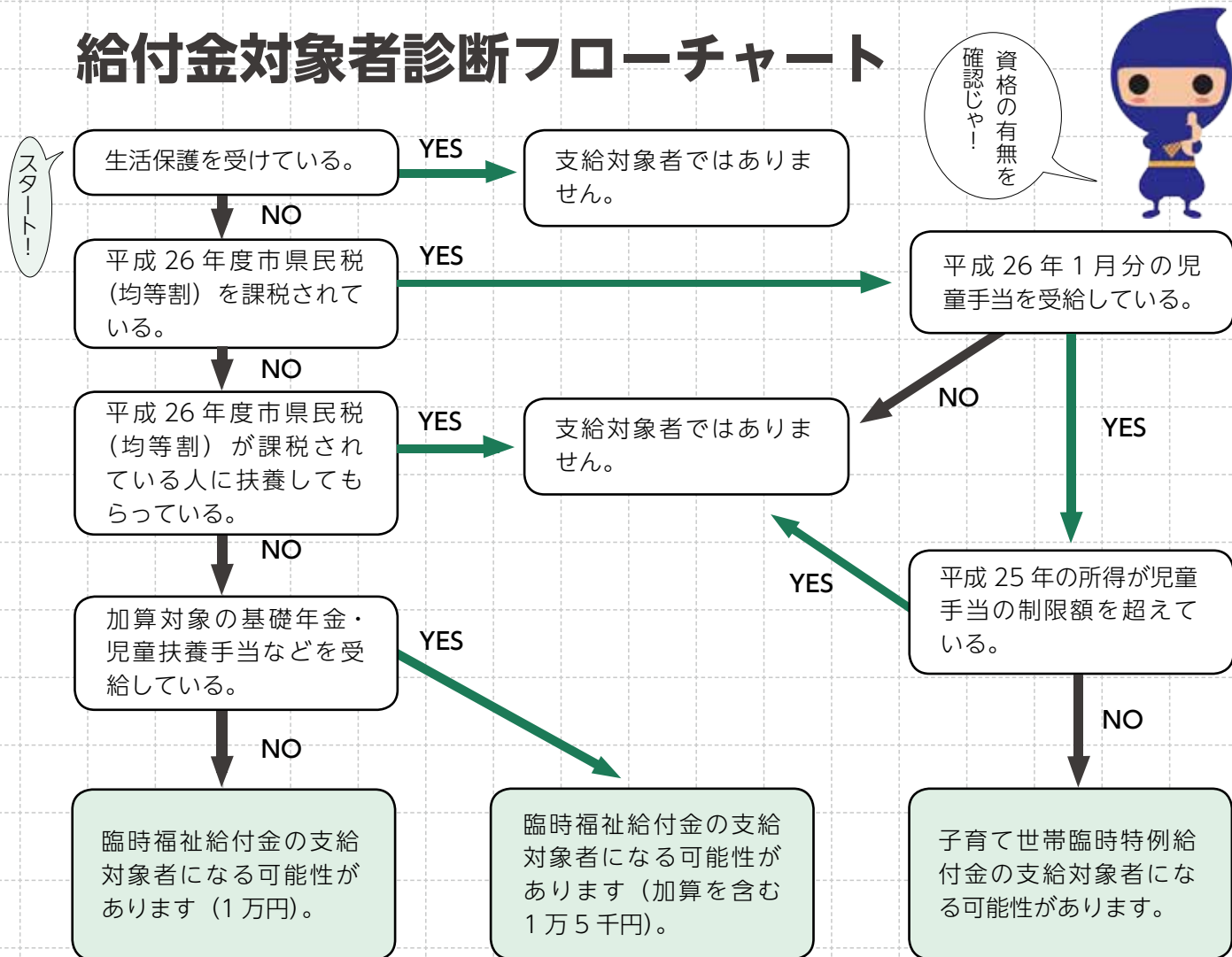
- 対象
平成26年度市県民税（均等割）が非課税の人（課税されている人に扶養されている人や生活保護の受給者は対象外）
※収入・所得がない人でも市県民税の申告をしないと、対象にならない場合があります。
- 支給額
1人につき10,000円
※高齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別障害者手当などを受給している人は5,000円を加算。

子育て世帯臨時特例給付金

- 対象
平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人
※臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童は対象外。
- 支給額
対象児童1人につき10,000円



給付金対象者診断フローチャート



特例給付金」のお知らせ

臨時福祉給付金対策室
☎ 57-8154 ☎ 64-6611

給付金の申請書を送ります

対象になる可能性がある人に申請書を7月上旬に送ります。返信用封筒を同封しているので、申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて郵送してください。窓口でも申請できますが、混雑を避けるため、できるだけ郵送での申請をお願いします。



- 申請期間 7月7日（月）～11月28日（金）（土曜・日曜・祝日を除く。ただし、7月12（土）、13日（日）は窓口でも受け付けできます。）
※郵送の場合は、11月28日（金）必着
- 添付書類
①身分証明書の写し（運転免許証・住民基本台帳カード・保険証・パスポートなど）
②口座番号が分かる通帳の写し（通帳の口座番号と口座名義人が印字されているページ）
③臨時福祉給付金の対象になる一部の人だけの添付書類（詳しくは申請書裏面をご覧ください）
- 支給方法 口座振り込みか窓口現金支払い（口座振り込みが難しい場合のみ）

- 支給時期 申請された書類をもとに審査を行うので、申請から1カ月ほど後に支給します。窓口現金支払いは口座振り込みよりも給付が遅れます。
- 注意事項
・給付金に関する振り込め詐欺にご注意ください。
・給付金が支給されるのは1回だけです。
・対象になる可能性がある人で申請書が届かない人はお問い合わせください。
・高齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当などの裁定請求の資格がある人で未手続きの人は9月30日までに請求を行ってください。

7月7日（月）～18日（金）まで市役所1階「11号会議室」に特設窓口を設置します

混雑を避けるため、できるだけ地区で指定された日にお越しください。ご協力をお願いします。

- 時間 午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

期日	受付地区	期日	受付地区
7月 7日（月）	荒尾地区	7月 13日（日）	予備日
8日（火）	万田地区	14日（月）	平井地区
9日（水）	万田中央・井手川地区	15日（火）	府本・清里地区
10日（木）	中央地区	16日（水）	八幡地区
11日（金）	緑ヶ丘地区	17日（木）	有明地区
12日（土）	予備日	18日（金）	桜山地区

7月22日（火）からは市役所1階「臨時福祉給付金対策室」で受け付けます。

お間違いがないようご注意ください。

よくある給付金Q&A

- Q. 自分が市県民税（均等割）が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？
A. 6月分以降の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合などは課税されています。
- Q. 基準日以降に生まれた人や亡くなった人は対象になりますか？
A. 基準日に生まれた人は対象になりますが、基

- 準日の翌日以降に生まれた人は対象になりません。また、基準日から支給決定までの間に亡くなった人も対象になりません。
- Q. 公務員の申請はどうすればいいですか？
A. 公務員には子育て世帯臨時特例給付金申請書は発送しません。所属庁から配布される申請書に児童手当受給状況証明書と添付書類を添えて申請してください。